

改正後	現行
前略	前略
(目的) 第1条 この特約は、首都圏新都市鉄道株式会社（以下「当社」という）が、「首都圏新都市鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（ただし、写真が表示されているものに限る。）（以下、総称して「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄または旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に記載のある）第1種身体障害者、第1種知的障害者または第1種精神障害者とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用PASMO取扱特約に基づき発行する障がい者PASMOおよび介護者PASMO（以下「障がい者用PASMO」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用ICカード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。 中略 (使用方法および制限事項) 第4条 障がい者用ICカード乗車券を使用して乗車するときは、IC規則第5条に定める取扱いのほか、障がい者ICカード乗車券およびその対となる介護者ICカード乗車券を同時かつ同一行程で使用しなければならない。ただし、障害者が単独で乗車するときは、当社線内を乗車する場合に限り、障がい者ICカード乗車券を単独で使用するができる。 2 障がい者ICカード乗車券は記名人本人、介護者IC	(目的) 第1条 この特約は、首都圏新都市鉄道株式会社（以下「当社」という）が、「首都圏新都市鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、または「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（以下「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載のある）第1種身体障害者または第1種知的障害者とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用PASMO取扱特約に基づき発行する障がい者PASMOおよび介護者PASMO（以下「障がい者用PASMO」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用ICカード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。 中略 (使用方法および制限事項) 第4条 障がい者用ICカード乗車券を使用して乗車するときは、IC規則第5条に定める取扱いのほか、障がい者ICカード乗車券およびその対となる介護者ICカード乗車券を同時かつ同一行程で使用しなければならない。ただし、第1種身体障害者または第1種知的障害者が単独で乗車するときは、当社線内を乗車する場合に限り、障がい者ICカード乗車券を単独で使用するができる。 2 障がい者ICカード乗車券は記名人本人、介護者IC

カード乗車券は障がい者 I C カード乗車券を使用する記名人本人を介護する能力があると認められる者が使用することができる。 3 障がい者用 I C カード乗車券は有効期限終了後は使用することができない。この場合、第20条に規定する有効期限の更新手続きを行うことにより、有効期限を延長して使用することができる。 中略 (発売) 第6条 障がい者用 P A S M O は障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めにより駅等で発売する。 2 旅客が障がい者用 P A S M O に定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引基準、知的障害者旅客運賃割引基準 または精神障害者旅客運賃割引基準 に定める割引の定期乗車券に限り、障害者とその介護者に対して同時に発売する。 後略	カード乗車券は障がい者 I C カード乗車券を使用する記名人本人を介護する能力があると認められる者が使用することができる。 3 障がい者用 I C カード乗車券は有効期限終了後は使用することができない。この場合、第20条に規定する有効期限の更新手続きを行うことにより、有効期限を延長して使用することができる。 中略 (発売) 第6条 障がい者用 P A S M O は障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めにより駅等で発売する。 2 旅客が障がい者用 P A S M O に定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引基準および知的障害者旅客運賃割引基準に定める割引の定期乗車券に限り、第1種身体障害者とその介護者または第1種知的障害者とその介護者に対して同時に発売する。 後略
---	--